SusHi Tech Global Funds
スケールアップ支援リレーファンド
運営事業者募集要項

令和８（2026）年５月

東京都スタートアップ戦略推進本部

第１　本事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、2025 年 11 月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」の中で、”グローバル”×“スケールアップ”を新たな取組の柱として位置づけ、グローバルでの飛躍的な成長を目指す企業への支援を推進することを掲げている。その取組の一環として、スタートアップのスケールアップに共鳴する国内外の民間資金を呼び込み、成長への大きな流れを生み出すファンド・プラットフォーム「SusHi Tech Global Funds」を構築することとしている。

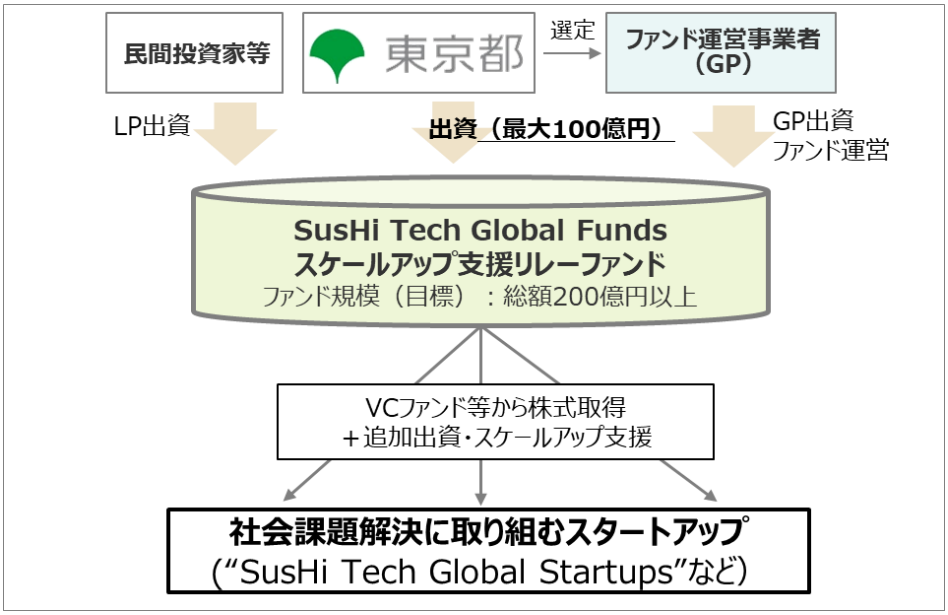
ディープテック領域をはじめとしたスタートアップは、研究開発を経て、製品やサービスが社会実装され、上場等に至るまでに長期間を要し、近年はその傾向がさらに強まっているとされる。

こうした中、国内では、初期の投資家からスタートアップの発行済株式を承継し、スケールアップを継続して支援するための投資である、いわゆる「セカンダリー投資」のニーズが大きな高まりを見せている。一方で、国内におけるスタートアップへのセカンダリー取引市場は未だ黎明期にあり、スタートアップのグローバルなスケールアップ実現に向けた課題となっている。

そこで、都は、セカンダリー投資の活用により、社会課題の解決に貢献する有望なスタートアップの飛躍的成長とグローバル展開を強力に後押しするファンドを創設し、都の出資を呼び水として民間資金を呼び込むことで、セカンダリー投資の活性化に向けた新たな資金の流れを創出することを目指していく。

ファンドの創設にあたり、民間事業者の中から、上記の目的を十分に理解し、都と密接に協力しながら「SusHi Tech Global Funds（スケールアップ支援リレーファンド）」（以下「本ファンド」という。）の業務を遂行する無限責任組合員（以下「GP」という。）を募集する。

【SusHi Tech Global Funds（スケールアップ支援リレーファンド）のイメージ】



第２　本ファンドの概要

都は、前頁で掲げた目的を達成するため、本ファンドに対し、有限責任組合員（以下「LP」という。）として出資する。

GP は、本ファンドについて、事業目的を実現することができるよう、以下に掲げる事項を満たすことを原則とし、各事項について、必要に応じ投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）等において位置付けること。

1　基本スキーム

(1) 本ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づく投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）とする。

(2) 都が出資する本ファンドは、新規に設立するファンド又は既に設立されたファンドのいずれの提案も可とする。

(3) 都の出資額は、最大 100 億円とする。都の出資分については、原則として令和 8 年度内に一括払い込みとし、組合契約締結後、速やかに払い込むこととする。
なお、提案内容や審査結果によっては、GP を複数選定し、都の最大出資額を按分して払い込む場合がある。

(4) 本ファンドの出資約束金額の総額（以下「ファンド規模」という。）は、200 億円以上を目標とする。(3)で複数の GP を選定した場合は、当該 GP が組成するファンドの出資約束金額の総額で 200 億円以上を目標とする。

(5) GP は、ファンド規模の１％以上の額を出資することが望ましい。なお、GP と資本関係のある関係会社、またはファンド運営の実質的な中核業務を委ねる法人及びその関係会社からの出資と合算する場合は、GP と各者の関係性及び出資を合算する妥当性について、書面での説明を行うこと。

2　投資方針等

本ファンドの投資方針等は、以下のとおりとする。

(1) VC ファンド等から個別の未上場企業の株式等を直接引き受ける、いわゆる「ダイレクトセカンダリー」を中心としたセカンダリー取引を実施すること。

(2) セカンダリー投資先に対する、新規発行株式の引き受け等による追加出資を行うよう努めること。ファンドからの追加出資を行わない方針である場合は、スタートアップの成長資金の確保に向けた具体的な支援策を提示すること。

(3) 社会課題の解決に資する事業に取り組む企業への投資であること。

(4) 金融商品取引所（又は日本国外にある同様の取引所）にその株式が上場されていない企業を対象とした投資であること。

(5) 投資先企業に対し、GP のノウハウやネットワークを活用したグローバル市場への展開支援など、スケールアップに資する支援を実施すること。

(6) 東京都内で製品・サービス等を展開する又は展開が見込まれる企業への投資であること（投資先企業の本社地域は東京都内に限定しない。）。
なお、海外企業の場合は、投資時点で日本国内での拠点設立が具体的に予定されており、東京都内での製品・サービス展開が見込まれること。なお、いわゆる「LP セカンダリー」による持分取得の場合も、ポートフォリオの全企業が日本国内に拠点を有する企業であることが望ましいが、海外企業が一部含まれる場合は、東京都内での製品・サービス展開が見込まれる企業であること。

(7) 都が別途選定する「SusHi Tech Global Startups」を投資先候補として検討すること。ただし、投資先決定の判断は GP が行い、かかる検討義務は GP の最終的な投資判断を拘束するものではない。

3　出資金の払込・管理方法

(1) 機関投資家等の本ファンドへの出資金の払込方法は、出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。

(2) 都の出資金の払込方法は、「一括払い」方式とすること。また、一括払込は令和 8 年度内に実施するものとする。

(3) 都の「一括払い」方式によって払い込まれた出資金については、通常の「組合口座」とは別に、都の指定金融機関または収納代理金融機関における決済性預金により「東京都専用プール口座」を開設すること。キャピタルコールに応じて当該プール口座から「組合口座」へ振替送金を行うものとし、当該振替送金をもって都の組合に対する出資履行として取り扱うこと。

(4) 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座の入出金を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を定期的に都に報告すること。

(5) ファンドは、都に分配した分配金の返還を求めないものとする。

4　都の関与

(1) 都は、本ファンドの投資委員会等にオブザーバーとして出席し、当該委員会内において、質問や意見表明ができるものとする。また、都は、自己の職員から本ファンドの諮問委員会の委員を指名することができるものとする。

(2) 都は、定期的に外部専門家を活用しながら、本ファンドの投資先企業の経営状況や本ファンドの運営状況の把握などを行うモニタリングを実施できるものとし、GP はこれに協力すること。

(3) 都は、ファンドの設立趣旨に沿ったファンド運営が行われるよう、定期的または都の要請に応じて GP との意見交換を行うことができるものとし、GP はこれに応じること。

(4) 都は、GP 及び本ファンドの財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

(5) 都は、GP と協議の上、本ファンドの投資先企業等の概要や本ファンドの最終的なファ

ンド規模、投資件数、都の出資額に対する最終的な回収額等について公表できるものとする。

5　報告義務

(1) GP は、都に対し、本ファンドの業務執行状況、財産状況、投資先企業等の概要や現在価値、発行済株式数等を記載した報告書を定期的（少なくとも年１回）に提出するものとする。

(2) GP は、都に対し、本ファンドの投資先企業等に係る下記の事項に関する報告をするとともに、都から要請があった場合には、ファンド活動に関する情報の開示を行うものとする。

① 投資実行した場合の投資先企業等の概要、投資額等

② 投資先企業等に発生した次に掲げる重要な事情の内容等
（合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立、上場承認等）

③ 投資先企業の１年ごとの売上、利益、雇用その他の経営状況等

④ 投資先企業に対するグローバルスケールアップ支援の内容

⑤ 投資先企業の製品・サービスが、社会課題の解決や都民・国民生活の質の向上に貢献した具体的事例等

⑥ 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、売却額、投資先企業の概要等

なお、上記の事項のうち、①については投資実行の翌月末まで、②については発生後遅滞なく、③から⑤については年 1 回程度、⑥については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。

(3) GP は、都を含む LP に対して運用報告会を年１回以上実施するものとする。

6　その他

(1) 本ファンド創設にあたって、都は適格機関投資家ではない点に留意すること。

(2) 都は出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。

(3) 都は、都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。

(4) 都は、本ファンドへの出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。

(5) 本ファンドの GP は、利益相反の防止や投資先企業の役職員に対するハラスメント防止、法令その他コンプライアンス遵守のためのガバナンス体制を整備すること。

(6) 都に対する組合財産の分配（清算人による残余財産の分配を含む。）については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。

(7) 本ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、都は非課税法

人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。

(8) 組合契約書は、「投資事業有限責任組合契約書例及びその解説（令和 7 年版）（令和 7 年 6 月 経済産業省産業組織課)」（以下、「モデル契約」という。）を参考にしつつ、都から別途指示された場合には、当該指示に従うこと。なお、大幅な、もしくは重要な条項についてモデル契約からの修正を求める場合には、組合契約締結に至らない場合がある点に留意すること。

(9) 組合契約書等において、本募集要項の第 2 項から第 5 項までに定める事項を可能な限り明記すること。

(10) 都から検査・監査への協力を求められた場合は、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

7　反社会的勢力への対応

(1) GP の全ての役職員及び全ての組合員が、契約締結時点において反社会的勢力でないこと、本ファンドの存続期間中の全期間において反社会的勢力に該当しないこと、及び本ファンドの解散・清算後も反社会的勢力に該当するおそれがないことを、表明し、保証すること。

(2) 上記(1)に虚偽又は違反があることが判明した場合には組合員の除名事由に該当するものとするとともに、一切の責任を負うこと。

(3) 本ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。

第３　事業者の応募資格

1　応募資格は、応募時点で以下全ての条件を満たす法人等とする。

(1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが GP となり、本要項を満たすファンドを創設し運営を行うことのできる者（※）

※GP が運用を別会社に委託する場合又は、複数の者が合同会社等を設立し GP となる場合は、参加申込書において明記すること。

(2) ファンドの運営事業者として実績を有する者（※）

※新興資産運用業者（本事業では設立から概ね 5 年以内の資産運用業者をいう。以下同じ。）がファンドを運用し実績を積む機会を創出する観点から、応募事業者が新興資産運用業者で業歴が浅い場合は、応募事業者のメンバーが当該新興資産運用業者の前に在籍していたファンド運営事業者や共同提案者における当該メンバーの実績を含めることを可とする。

(3) 「第２　本ファンドの概要」を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運営している、若しくは運営する予定である者。

(4) 本ファンドの設立に当たって、都が LP として出資する際に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業、適格機関投資家特例業務の届出等）を備えている者。なお、都は金融商品取引法第 2 条第 31 項で定める「特定投資家」ではない点、特に、同項第

1 号に定める「適格機関投資家」ではない点に留意すること。

(5) 今後、都が創設を予定する官民のファンド・プラットフォームである「SusHi Tech Global Funds」の海外市場に果敢に挑戦するスタートアップを応援するという理念に賛同し、プラットフォーム形成に向けて積極的に協力する意思があること。

(6) 投資先企業のグローバル展開に向けた支援ノウハウ・ネットワークを有すること。

2　ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

(1) 一般競争入札の参加者の資格（地方自治法施行令第 167 条の 4）に規定された各号の要件に該当するもの

(2) 都から指名停止措置を受けているもの

(3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産者で復権を得ないもの

(6) 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けているもの

(7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

第 4　募集期間

令和 8 年 5 月 20 日（水曜日）から令和 8 年 6 月 19 日（金曜日）午後 5 時まで

第 5　質問受付期間

令和 8 年 5 月 20 日（水曜日）から令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）午後 5 時まで

次のアドレス宛てに、質問を文章にて（様式自由）E-mail により送付すること。

※E-mail の件名は「【スケールアップ支援リレーファンド】（応募事業者名）・質問」とすること

E-mail（送付先）：S1190103@section.metro.tokyo.jp

回答は質問者に対して、令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）までを目途に、E-mail にて送付する。なお、都が必要と判断した場合には、質問者全員に対して E-mail にて質問及び回答を送付する。

第 6　提出書類

下記所定の書類を募集期間内必着で郵送または E-mail にて提出すること。E-mail での提出の際は、下記電話番号あてに受信確認の連絡を行うこと。

E-mail の件名は「【スケールアップ支援リレーファンド】（応募事業者名）・書類提出」とすること。

1　提出書類

Ａ．企画提案書（ファンド設立趣意書）

Ｂ．組合契約書のドラフト

Ｃ．その他提出書類

※提出方法の詳細については、別紙２参照

2　提出先

〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都庁第一本庁舎14階北側

東京都スタートアップ戦略推進本部　スタートアップ推進課　ファンド担当

電　話：　03-5388-2106

E-mail：S1190103@section.metro.tokyo.jp

第７　審査・選定方法

応募資格を満たす者について、「運営事業者選定基準」に基づき、選定委員会にて審査を行い、本ファンドの運営事業者を選定する。

1　審査方法

- 選定委員会において審査を行う。
- 選定委員会の委員には必要な外部専門家を招聘する。
- 応募事業者より提出された書類等に基づき下記「２　審査項目」の各項目について審査を行う。
- 応募事業者の数が一定数を超えた場合、提出書類に基づく書面審査を一次審査として実施し、最終審査に進む応募事業者を一定数に絞る。
- 最終審査に進む応募事業者に対し、外部機関による適正調査（デューデリジェンス）を実施する。
- 最終審査では、応募事業者による企画提案に係るプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する。
- 都から資料の提出や説明を求められた場合、応募事業者は速やかにその対応を行うこと。
- 審査過程において、都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募事業者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行わない。
- 選定結果（採択の可否）は全ての応募事業者に対し通知する。
- 選定結果（不採択の理由等）に関する問合せには一切応じない。

2　審査項目

別紙３「運営事業者選定基準」を参照

第８　今後の全体スケジュール（予定）

- 令和８年５月～６月　　運営事業者募集
- 令和８年６月～７月　　一次審査
- 令和８年７月～９月　　応募事業者に対する外部機関による適正調査（デューデリジェンス）
- 令和８年９月～10 月　　選定委員会での審査・選定
- 令和８年 11 月～令和９年２月　組合契約の調整及び締結（本ファンドの創設）
- 令和９年２月～３月　　本ファンドへの都の出資（一括払込み）

第９　注意事項等

１　都から本ファンドの運営事業者に選定された事業者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 速やかに本ファンド創設の準備を行い、組合契約の締結に向けた最大限の努力をすること。

(2) 運営事業者の選定後、やむを得ない理由がある場合を除き、令和９年２月頃までに都を含む関係当事者と組合契約を締結すること。

(3) 企画提案内容等に関して、都が求める場合には、運営事業者に選定された事業者はその内容について適宜協議に応じること。なお、運営事業者に選定された事業者が、当該協議によらずに、応募時の企画提案内容等と異なる内容の組合契約の締結を都に対して求める場合には、都は契約を締結しないことがある。この場合において、都はその責任を負わない。

２　運営事業者に選定された事業者において違反があったと都が認める場合又は不当な行為があったと都が認める場合は、都は何ら責任を負うことなく出資の意思を撤回し、又は都の判断において運営事業者の募集手続の一部を変更することができる。

３　都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続きについて、変更又は中止等をすることができるものとする。また、都は、本要項に定めるスケジュールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

別紙１

令和　　年　　月　　日

参 加 申 込 書

東京都知事　宛

所　　在
名　　称
代 表 者

当社は、SusHi Tech Global Funds（スケールアップ支援リレーファンド）の運営事業者募集に関し、本ファンドの運営事業者募集要項（別紙を含む。）に記載の全ての内容を承諾した上で、下記のとおり参加申込みをいたします。また、添付書類に記載の主な内容が真実かつ正確であることを表明し、保証いたします。

記

1　東京都の出資形態（以下のいずれかに丸を付けてください。）
(1)　新規に設立するファンドへの出資
(2)　設立済ファンドへの追加出資

2　東京都が出資する組合名と設立（予定）時期
(1)　組合名（仮名でも可）　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿投資事業有限責任組合
(2)　組合設立（予定）時期　：　令和　　年　　月　　日

3　添付書類
(1)　企画提案書（ファンド設立趣意書）
(2)　その他提出書類（本参加申込書を含む。）　一式

4　新会社等を設立する場合
(1)　新設会社名（仮名でも可）　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　会社設立（予定）時期　　：　令和　　年　　月　　日

5　共同提案をする場合

共同提案者：
所　　在
名　　称
代 表 者

別紙２　添付書類概要

A　企画提案書（ファンド設立趣意書）

次の項目順に従い、１つの PDF データにまとめて提出すること。

なお、A4 判で作成し、合計 30 枚程度とすること。

1　応募事業者（ファンド運営会社）の状況

(1)　会社の業歴

(2)　経営者・役員の履歴

(3)　組織体制

(4)　過去２期の決算状況と今期の見込み

2　ファンドスキーム

(1)　本ファンドの運営方針

本事業の目的を達成するための応募事業者の本ファンド運営方針等

(2)　本ファンドの基本概要

ア　ファンド規模（コミットメント総額、想定額及び最大額）及びストラクチャー

イ　LP 構成の状況（候補者の有無・名称、出資額、出資確度等）

ウ　存続期間、投資期間、出資募集の初回と最終のクロージング日

(3)　投資対象

ア　本ファンドからの投資先の概要、主な業種、ステージ、テーマ等

※ セカンダリー取引とプライマリー投資の想定比率を記載すること。

※ 海外企業やファンドへの出資を予定している場合には、その割合（出資先数・出資額等）の見込みを記載すること。

イ　セカンダリー取引の手法（ダイレクトセカンダリー、LP セカンダリー等）ごとの割合

ウ　累計投資先数及び一案件当りの平均投資額（想定）

エ　投資形態、回収方針

(4)　GP の出資金額

(5)　本ファンドに係る費用、報酬（各報酬の計算式、期間等）

3　投資チーム

(1)　提案ファンドにおいて、予定する全ての投資担当者の履歴（過去ファンドにおいてキーパーソン条項の対象者か否かの区別を含む。）、専門分野、投資実績（特に提案ファンドが投資対象とする分野におけるソーシング（具体的手法を含む。）、ハンズオン、エグジット実績等）

(2)　チームとしての安定性（メンバーの役割分担等）

(3) 連携する外部ネットワーク（他の団体、PE/VC、企業等）
(4) チームの強み、競争優位性
(5) チームの提案ファンドへのコミット（可処分時間に対する提案ファンドへのコミット割合等）

4　投資プロセス
(1) 投資戦略（想定するセカンダリー取引の類型を含む。）
(2) ソーシング（具体的に記載）及び案件選定・取引のプロセス
(3) 出資時の資産評価手法（具体的に記載）
(4) セカンダリー投資先に対する追加出資のプロセス（具体的に記載）
(5) 投資先に対するグローバル展開・スケールアップ支援のプロセス（具体的に記載）
(6) モニタリングの手法
(7) エグジット戦略
(8) 運営する他のファンドとの関係性、及びコンフリクト排除のメカニズム

5　管理・レポーティング体制等
(1) ミドル・バック担当者数（アウトソースしている場合はアウトソース先の体制を含む。）
(2) 各担当者の履歴、専門分野、担当分野
(3) チームとしての安定性（メンバーのターンオーバー等）
(4) ハラスメント防止などのコンプライアンス遵守に向けた方針や監視体制（担当者、外部顧問弁護士等との契約の有無等）
(5) レポーティングの頻度
(6) 秘密保持、利益相反防止への取組状況（同業類似の事業、並行投資、ファンド関係者と投資先企業との取引等）
(7) 本ファンドによる成果についての応募事業者の対外的な周知策（投資・支援実績等）

6　都が求める要件への対応
(1) 本ファンド創設における法的要件充足に向けた対応策
適格機関投資家ではない都を LP としてファンドを成立させるための法的対応策
(2) 一括払い要件（「第２の３　出資金の払込・管理方法」参照）
組合契約書等への記載の可否
(3) 投資委員会等へのオブザーバー参加要件
組合契約書等への記載の可否
(4) 「SusHi Tech Global Funds」への協力
都が創設を予定する官民のファンド・プラットフォーム「SusHi Tech Global Funds」の形成や本枠組みにおける取組への関与・協力の方法

7　応募事業者（ファンド運営会社）のトラックレコード及び提案ファンドを担当するキーパーソンのトラックレコード（これまでに応募事業者が設立した全てのファンドの運営実績及び提案ファンドを担当するキーパーソンの当該運営会社における全ての運営実績）

(1)　設立と清算の年月、当初の存続期間、出資募集の初回と最終のクロージング日

(2)　ファンド規模、ＬＰ構成

(3)　主要ＬＰの名称

(4)　出資分野（業種、ステージ等）

(5)　各ファンドの全投資担当者と役割

(6)　各ファンドの投資件数、コール済み額、回収金額、分配済み額

(7)　各ファンドの投資成果：ＩＲＲ（ネット・グロス）、投資倍率（ネット・グロス）、ＤＰＩ（実現倍率）（※）、ＴＶＰＩ（投資倍率）（※）

※ＤＰＩ：　分配金累計金額／Paid In Capital

※ＴＶＰＩ：（分配金累計金額＋ＮＡＶ）／Paid In Capital

(8)　投資先ごとのパフォーマンス

(9)　投資手法ごとの具体的な投資内容

なお、運営会社が新興資産運用業者で業歴が浅い場合は、運営会社のメンバーが当該運営会社の前に在籍していたファンド運営会社等における当該メンバーの運営実績を資料として加えることを可とする。

B　組合契約書のドラフト

(1)　新設ファンドへの都からの出資を前提として応募する場合、モデル契約に準拠し作成・提示すること（案段階で可）。設立済ファンドへの都からの出資を前提として応募する場合、設立済ファンドの組合契約書の最新版を提示すること。

(2)　モデル契約と相違する箇所については、軽微な相違等を除き、当該箇所を朱書きする等の方法により、わかりやすく明示すること。

(3)　投資方針（投資ガイドライン）も含めて作成・提示すること。

C　その他提出書類

1　参加申込書（別紙１参照）

2　応募事業者資料（企画提案書等の根拠資料）

(1)　応募事業者の組織情報（事業内容、従業員数、組織図、役員名簿、役員略歴、役員の担当業務一覧等）

(2)　応募事業者の履歴事項全部証明書（直近３ヶ月以内に取得したもの）

(3)　応募事業者の定款（写し）

(4)　応募事業者の主要株主一覧

(5)　応募事業者の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）

※　書類提出にあたっての注意事項

・　複数者で合同会社等を設立し GP となる提案を行う場合、「C　その他提出書類の１」について連名による申請を可とする。また、共同提案又は新設会社等を設立する場合、参加申込書にその旨を記載すること。なお、「C　その他提出書類の２(1)から(3)」についても関係各者分を提出すること。

・　「A　企画提案書」、「B　組合契約書のドラフト」、「C　その他提出書類」について、ＤＶＤ－Ｒ等のメディアに全ての書類の電子データを格納して郵送するか、E-mail に電子データを添付して提出すること。

・　都から必要に応じて補足資料の提出を要請することがある。

別紙３　運営事業者選定基準

次に掲げる表中の「審査項目」を主な評価ポイントとし、運営事業者を審査・選定する。「審査項目」のそれぞれにおいて、最低限の要求事項を充たしていない場合は失格となることがある。特に重視している「審査項目」を「重点」区分として明示している。

審査項目	審査区分	審査上の視点
①　応募事業者等の経営の健全性		
・財務的基盤、信用力、業績		・本ファンドを継続的かつ安定的に運営するために必要な財務内容等を有していること
②　ファンドスキーム等の実効性、合理性		
・本ファンドの運営方針		・本事業の目的（セカンダリー投資の活用による、社会課題の解決に貢献する有望なスタートアップの飛躍的成長とグローバル展開の強力な後押し、都の出資を呼び水とした民間資金の呼び込み及びセカンダリー投資活性化に向けた新たな資金の流れの創出）の達成に向け適切かつ合理的なファンド運営方針等となっていること ・都のスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」に資する方針となっていること
・スキームの実効性、合理性（ファンド規模、ストラクチャー、存続期間、投資期間等）		・LPS の組成経験等に基づいて蓄積されたノウハウ等を活用し、効果的に資金拠出、投資先支援を行えるスキームとなっていること ・本ファンドの目的を達成するための合理的な存続期間、投資期間等が設定されていること
・投資対象の実効性、合理性（ステージ、業種、テーマ、累計投資先数、一投資案件当たりの平均投資額、投資形態、回収方針）	重点	・本ファンドの目的を達成するために適切な投資スタイルとなっていること ・投資スタイルを構成する各要素が現実に即した内容となっていること ・投資スタイルがダイレクトセカンダリーを中心としたセカンダリー投資であること ・投資先に対する追加出資もしくは投資先の成長資金の確保に向けた支援を行う方針であること

			・社会課題の解決に資する事業に取り組む企業への投資であること ・都が別途選定する「SusHi Tech Global Startups」を投資先候補として検討していること
	・コミットメントの確度（GP 出資額、LP 候補者、LP 出資額）	重点	・本ファンドの運営事業者としてのコミットメント方針及び拠出金額に対する考え方が具体的に示されていること ・本ファンドの目的を達成するために必要な規模のコミットメントが獲得できる見通しが具体的に示されていること
	・LPS の費用、GP 等への報酬、組合員への分配のあり方の合理性（費用、報酬水準の合理性、クローバック、リスクに見合った分配規定）		・本ファンドの業務委託に係るフィーや投資先企業のモニタリングコスト等を含む本ファンドが負担する組成・運用コストが、マーケット水準を踏まえた合理的な水準となっていること ・ハードルレートや GP に対する管理報酬・成功報酬等の設定が、ファンドスキームや投資スタイル等と整合的かつ合理的な水準となっていること。 ・分配に関する考え方が組合員の出資リスクに見合った合理的なものとなっていること
③　応募事業者等の経験、能力			
	・本ファンドと同種又は類似、関連するファンドに係る応募事業者、キーパーソン、連携する外部ネットワークそれぞれの実績、ノウハウ（組成実績、投資実績、パフォーマンス実績、専門的ノウハウ）	重点	・GP としてセカンダリー投資やグロース期のスタートアップのスケールアップ支援の知見、実績がある者を有していること ・応募事業者もしくはキーパーソンにおいて、本ファンドと同種又は類似、関連するファンドにおける実績を上げていること ・スタートアップや、その株式を保有する VC 等の既存投資家との十分なリレーションを有していること ・投資先企業のスケールアップやグローバル展開に向けた支援ノウハウ・ネットワークを有すること

④ 本事業の投資チームの体制			
	・投資チームの実行力（各チームメンバーの実績、チームとしての投資実績、安定性、強み、可処分時間に対する提案ファンドへのコミットの割合）		・各担当の機能、役割分担が明確であること ・適切な能力を持った人材等が組織的に配置されていること ・チームとして有効に機能する内容となっていること ・本ファンドへの十分なコミットメントがあること
⑤ 投資プロセスの実効性			
	・投資戦略、ソーシング、投資先モニタリング、エグジット戦略、運営する他のファンドとのコンフリクト排除のメカニズムの具体性	重点	・セカンダリー投資の案件情報や取引に関する豊富なネットワークを有しており、有望な投資先発掘のための投資戦略やソーシング、案件選定のプロセスなどが機能的に構築されていること ・投資先企業のステージ、成長度合い等に応じて、本ファンドの趣旨に沿った現実的なエグジット戦略（IPO 後の株式継続保有を含む）を有していること ・コンフリクト排除のための機能的なメカニズムを構築していること
⑥ 投資先スタートアップに対するスケールアップ支援等			
	・投資先スタートアップに対するスケールアップ支援のノウハウ、実績、実施体制等 ・官民のファンド・プラットフォーム「SusHi Tech Global Funds」への協力		・投資実行後に投資先企業を成長させ、企業価値を向上させるための戦略、投資先企業のグローバル展開に向けた戦略、経営管理ノウハウやネットワーク、実績を有していること ・投資先スタートアップへのスケールアップ支援を実行する十分な体制を有していること ・官民のファンド・プラットフォーム「SusHi Tech Global Funds」の形成や取組の推進に積極的に関与し、事業目的に資する具体的な成果の創出が期待できる提案がなされていること

⑦　本事業の管理・レポーティング体制等			
	・管理・レポーティング体制の有効性（チームメンバーの実績、チームとしての安定性、コンプライアンス監視体制、秘密保持の体制、利益相反防止の体制、これらに係るこれまでの取組状況、本ファンドによる成果の対外的な周知策（投資・支援実績等)）		・各担当の機能、役割分担が明確であること ・適切な能力を持った人材等が組織的に配置されていること ・チームとして有効に機能する内容となっていること ・ファンド運営に関する、各業務プロセスのリスク管理に係る方針が明確化されており、必要な実施体制及びガイドライン等が整備されていること ・ハラスメント防止などのコンプライアンスの遵守や利益相反の防止に関する方針が明確化されており、必要な実施体制、ガイドライン等が整備されている、または整備される予定であること ・秘密保持や LP への情報開示に関する方針が明確化されており、必要十分な情報開示体制が整備されていること ・本ファンドの成果（投資・支援実績・投資先企業が社会課題解決や都民・国民生活の質の向上に貢献した事例等）を世間に広く、効果的に周知していくための工夫がなされていること